

「同性パートナーシップ制度検討ワーキンググループ」検討結果

1 ワーキンググループの概要

①設置目的：本県におけるパートナーシップ制度導入のあり方を検討する。

②設置：令和3年2月

③メンバー

- ・山内 沙絵子 弁護士<座長>
- ・風間 孝 中京大学教養教育研究院教授（多様な性に関する懇話会座長）
- ・三谷 晋 岐阜大学地域科学部准教授
- ・市長会及び町村会の会長市町村 担当課長

④これまでの経過

第1回 (R3. 2. 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の導入状況 ・制度に係る論点整理
第2回 (R3. 7. 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入自治体（大阪府、群馬県）による取組説明 ・制度に係る論点整理
第3回 (R3. 10. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入自治体（茨城県、三重県）による取組説明 ・制度に係る論点整理
第4回 (R5. 1. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回～3回の検討内容の整理 ・導入自治体の状況及び課題
第5回 (R5. 5. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要（対象者の範囲、手続き、提供サービス等）の検討

2 ワーキンググループでの主な意見

- ・男女間では認められるのに、同性間では認められないという格差がある中で、自治体としてその差を少しでも埋めていくことが重要。
- ・広く、行政があなたたちの存在を認めているというメッセージになる。
- ・田舎に行けば行くほどカミングアウトが困難であり、市町村に宣誓することのハードルが高くなることから、県が制度を実施する意味は大きい。
- ・新しく権利を付与したり、義務を課したりするものではなく、運用を変える、協力をお願いするものであることから、条例ではなく要綱で始めてはどうか。
- ・仕事の関係等で一緒に住めない場合もあるため、「一方が県内在住であればよい」とする要件を検討してはどうか。
- ・事実婚をされている方から、都道府県レベルでパートナーシップ制度を導入するのなら、事実婚も含めて欲しいという声を伺っている。
- ・利用サービスは多いほうが、制度の利用者が増えることに繋がることから、公的サービスを充実させてほしい。

3 検討結果

岐阜県において、パートナーシップ宣誓制度を導入すべき。

制度案は資料2のとおり。